

News Release

平成 22 年 3 月 23 日
消 費 者 庁

子供のライターの使用に関する注意喚起について

今般、消費者庁においては、消防庁と連携して、子供の火遊びによる火災の実態調査を実施したところ、子供の火遊びによる火災のうち、ライター起因であるものが半数以上にのぼり、かつ5歳未満において死傷者発生率が高いことが確認されました。(別紙1参照)

これを踏まえ、子供のライターの使用に係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意喚起を図っていただくよう、別紙2のとおり通知しましたのでお知らせします。

【問合せ先】

消費者庁 消費者安全課
辻野

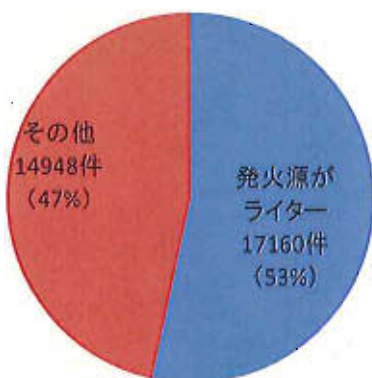
電話 : 03-3507-9263

FAX : 03-3507-9290

火遊びによる火災(発火源がライター)に関する実態調査

- 消費者庁と消防庁が連携し、火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの火災情報(行為者、被害程度、製品分類等)を収集、分析
- 火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの占める割合は約5割(H11~20全国(全年齢))
- 平成16年から20年にかけて、政令指定都市では火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものが約1300件発生し、そのうち約500件以上で行為者が12歳以下であると判明
- 製品が判明した事例では、使い捨て式が約9割

火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの占める割合(H11~20全国(全年齢))

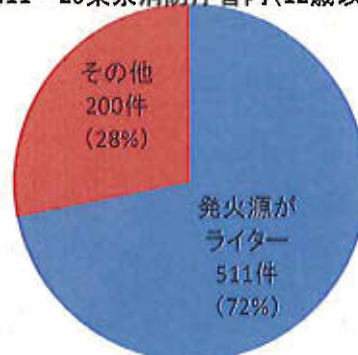


火遊びによる火災のうち発火源がライターの火災の死傷者発生率(H16~20政令指定都市(12歳以下))

行為者年齢	件数 [件]	死者数 [人]	負傷者数 [人]	死傷者の発生率[注1]
5歳未満	107	1	73	69.2
5歳以上12歳以下	419	7	72	18.9
合計	526	8	145	29.1

※全年齢での総件数は1319件

参考 火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの占める割合(H11~20東京消防庁管内(12歳以下))



火遊びによる火災のうち発火源がライターの火災の死傷者発生率(H11~20東京消防庁管内(12歳以下))

行為者年齢	件数 [件]	死者数 [人]	負傷者数 [人]	死傷者の発生率[注1]
5歳未満	98	3	75	79.6
5歳以上12歳以下	413	4	133	33.2
合計	511	7	208	42.1

火遊びによる火災のうち発火源がライターのものの分類結果(判明分のみ)(H16~20政令指定都市(12歳以下))(単位:件)

行為者年齢	使い捨て式 86.1%			注入式 5.7%			その他(点火棒を含む) 6.7%	ノベルティ 1.5%	合計	
	プリント式	電子式	小計	プリント式	電子式	小計				
5歳未満		19	58	77	2	0	2	7	3	89
5歳以上12歳以下		25	65	90	2	7	9	6	0	105
合計		44	123	167	4	7	11	13	3	194

注1)「死傷者の発生率」=(死者数+負傷者数)÷件数×100

事務連絡
平成22年3月23日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課殿
独立行政法人国民生活センター・各消費者センター殿

消費者庁消費者安全課

子供のライターの使用に関する注意喚起のお願い

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

今般消費者庁においては、消防庁と連携して、子供の火遊びによる火災の実態調査を実施いたしました。その結果、子供の火遊びによる火災のうち、ライター起因であるものが半数以上にのぼり、かつ5歳未満において死傷者発生率が高いことが確認され、消費者の注意を喚起する必要があると認めますので、下記の事項について、消費者への周知及び注意喚起を図っていただくようお願いいたします。

また、都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、子供に対するライター使用の安全対策として、現在経済産業省において、ライターを消費者生活用製品安全法の特定製品に指定することについて消費経済審議会に諮問し、検討を行っているところであることを参考まで申し添えます。

記

幼い子供のいる家庭での注意事項

- (1) 子供の手の届くところにライターを置かない。
- (2) 子供にライターを触らせない。
- (3) 子供がライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせる。
- (4) 理解できる年齢になったら、子供に火の怖さを教える。

(※東京都報道発表資料等を参考に作成)

【問合せ先】

消費者庁 消費者安全課
辻野

電話：03-3507-9263

FAX：03-3507-9290